バートナーサービスWeb利 条番号	J用規約 2025年6月25日改訂	***	青文字:削除
米苗芍	条タイトル	新	IB
	3 ユーザー登録等	す。 3. 当社は、本サービスの利用を希望する者が下記のいずれかに該当する場合は、ユーザー登録を認めない場合があり、また、当社はその理由について一切開示義務を負いません。 (1) 本規約違反等の理由により、過去にユーザー資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合 (2) 前項所定の入会申込にあたり虚偽の申告を行なった場合 (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味	(1) 本規約進反等の理由により、過去にユーザー資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合 (2) 前預所定の入倉申込にあたり虚偽の申告を行なった場合 (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味 します。以下同じ、)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは疑 営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判 断した場合 (4) その他、当社において、ユーザーとして登録するのが適当ではないと合理的に判断した場合
	4 ユーザーの招待	業務上利用する必要があるもののみとします。 (2) 通常店舗のユーザーが招待する場合、招待されるユーザーは自店舗に所属する個人であって、 本サービンを実施上利用する必要があるもののみとします。 2. ユーザーを招待する場合、招待するユーザーの責任において、招待されるユーザーが前項の資格 を有することを保証し、当社に対し、当該ユーザーの登録情報を当社の定める方法で提供するものとします。 3. 招待されたユーザーは、未規約に同意の上、当社の定める方法で登録を完了することにより本 サービスを利用することができます。 4. 当社は、招待されたユーザーが前条第3項のいずれかの事由に該当する場合は、当該ユーザーの 登録及び再登録を拒否することがあり、また当社はその理由について一切開示表務を負いません。 5. ユーザーは、自己が属するカテゴリーに与えられた権限に応じて、本の一般能を利用する ことができます。ユーザーが新たにユーザーを招待する場合、そのユーザーが属するカテゴリーを名	ザーとして招待することができます。 ・(1) 当社が管理権限を有する店舗として登録した店舗(以下、「管理店舗」という。)のユーザー
	取扱い	し、ユーザーは、本条に規定された行為を、店舗を代行して行うものとします。 2. ユーザーが自己または第二者の個人情報を取り扱う場合には、当該本人に対して本規定前条の利用目的を適助することとします。 3. ユーザーが自己または第三者の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の漏えい、盗用、盗難、紛失、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことします。 4. ユーザーは、登録した個人情報に変更が生じた場合は、第7条に基づき速やかに変更することとし、不必要となった個人情報に変更が生じた場合は、第7条に基づき速やかに変更することとし、不必要となった個人情報はただちに消去することとします。 5. ユーザーが本条の義務を怠ったことにより損害が生じた場合は、当社は賠償責任を負わないものとします。	
:	5 ユーザーによる車両番号情 報の取扱い	第15条(ユーザーによる車両番号特権の取扱い) 1、ユーザーが車両番号情報を取り扱う場合、必ず自己が所属する店舗の責任者の事前承認を得るものとし、ユーザーは、本条に規定された行為を、店舗を代行して行うものとします。 2、ユーザーが車両番号情報を取扱うにあたって、車両番号情報から特定の個人を識別する場合にな、個人無解の機遇に関する法律と「保入」5をいに関連法令およびガイドラインに則り、あらかじめ当該本人に対し、利用目的を通知し同意を取得するものとします。ただし、個人情報保護法第27条第1項各号に該当する場合は本人の同意を不要とします。 3、前項に基づき当該本人よい回身を取得した場合は、コーザーは、速やかに記録を行うものとし、当社が記録の開示要議をした場合は開示に応じるものとします。 4、ユーザーが、車両番号情報の取扱いに伴い発生した一切のトラブル等について、ユーザー及びユーザーが原属する広舗の責任と費用負担において対処するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。	は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)ならびに関連法令およびガイドライン に則り、あらかじめ当該本人に対し、利用目的を遊出し同度を取得するものとします。ただし、個人 情報保護法第27条第1項各号に該当する場合は本人の同意を不要とします。 2. 前項に基づき当該本人より同意を取得した場合は、ユーザーは、港やかに記録を行うものとし、 当社が記録の開示要請をした場合は開示に応じるものとします。 3. ユーザーは、車両番号情報の取扱いに伴い発生した一切のトラブル等について、ユーザーの責任 と費用負担において対処するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。